

岡山県公報			目次	担当課（室）	目次	担当課（室）
発行 岡山県						
						
目次						
【告示】						
○ 公平委員会の事務の受託			市町村課			
○ 道路の区域変更			道路整備課			
○ 道路の供用開始			〃			
○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定			会計課			
○ 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更			〃			
【公告】						
○ 土地改良区役員の就任届			耕地課			
○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧			〃			
○ 公共測量の終了			監理課			
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了			建築指導課			
○ 〃			〃			
○ 〃			〃			
○ 〃			〃			
○ 〃			〃			
○ 〃			〃			
○ 〃			〃			
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了			〃			
○ 〃			〃			
○ 落札者等の決定			教育委員会			

◎岡山県告示第二号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、次の規約により八ヶ郷合同用水組合の公平委員会の事務を受託したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。

令和三年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

八ヶ郷合同用水組合と岡山県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、八ヶ郷合同用水組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を岡山県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。

2 前項の費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか委託事務の処理に必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和二年十二月二十二日から施行する。

令和3年1月5日 岡山県公報 第12257号

◎岡山県告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 北木島線
- 三 道路の区域

区 <
--

区	域	新旧	幅員	延長
一 道路の種類 一般国道				
二 路線 名 四八六号				
三 道路の区域				

倉敷市真備町尾崎字小鞆一二九二番五地 先から 倉敷市真備町妹字辻本六四番一地先まで	倉敷市真備町尾崎字小鞆一二九二番五地 先から 倉敷市真備町妹字辻本六四番一地先まで	
旧	新	別
一二・〇 一五・八	一六・二 二一・六	(メートル)
四二・五	四二・五	(メートル)

◎岡山県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	四八六号	倉敷市真備町尾崎字小鞆一二九二番五地先から 倉敷市真備町妹字辻本六四番一地先まで	令和三年一月六日
県道	北木島線	笠岡市北木島町字楠一三二五九番七地先から 笠岡市北木島町字楠一三二五一番地先まで	令和三年一月五日

◎岡山県告示第五号

岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により、令和二年十二月二十三日付けで、次のとおり岡山県収入証紙売りさばき人を指定した。

令和三年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	広島市南区宇品西四丁目 三番二十四号
名称及び代表者の氏名	株式会社ポプリテ ール 代表取締役社 長 目黒 俊治	
売 り さ ば き 場 所	岡山市北区内山下二丁目四番六号	

◎岡山県告示第六号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、令和二年十二月二十三日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

令和三年一月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	広島市安佐北区安佐町大字久地六六五番地の一
名称及び代表者の氏名	株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 俊治	
変更後の売りさばき場所	岡山市北区日応寺一二七七 岡山市北区高塚一四七一 津山市宮尾五六一一 高梁市津川町今津八二二一二	

〔二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の就任の届出があつた。

令和三年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

足守土地改良区

二 就任役員

就任役員

住 所

理事監

氏 名

大寺 信之

岡山市北区下足守一一三七

事の別

理事

令和3年1月5日 岡山県公報 第12257号

〔二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和三年一月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

北七区13条 （農地耕作条件改善（農業用排水施設）事業）

北七区支線16号 （ ）

北七区支線55号 （ ）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和三年一月五日から同月二十六日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、笠岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和三年一月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

笠岡市全域	測 量 区 域
公共測量（空中写真測量）	測 量 の 種 類
令和二年十二月十六日	終 了 年 月 日

令和3年1月5日 岡山県公報 第12257号

〔四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字中村三六五三―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市玉島爪崎九九〇―四アミテイ―二〇一号

藤井 浩史

総社市秦三四三六―二

藤井 朝香

三 許可番号

岡山県指令建指第二二五号

令和3年1月5日 岡山県公報 第12257号

〔五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字幸才二八七三―九、二八七六―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島三〇三八―三

佐藤 五月

三 許可番号

岡山県指令建指第二二一号

令和3年1月5日 岡山県公報 第12257号

〔六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市溝口字鋳物師四七、四九―四、四九―五

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市西中新田三二四―六

都和不動産株式会社

代表取締役 尾上 知子

三 許可番号

岡山県指令建指第一三四号

令和3年1月5日 岡山県公報 第12257号

〔七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字植木二七七―二、二七七―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一二三〇―一シャイニングヒル二〇五号

假谷 大祐

假谷 久美

三 許可番号

岡山県指令建指第二六三号

令和3年1月5日 岡山県公報 第12257号

〔八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中原字東原八〇三―一、八〇六―一、八〇六―四、八〇六―五、八〇六―

六、字湯桶口四〇一、四〇二―一、四〇三―一、四〇三―四、四〇四―三〇

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

玉野市後閑一四七五―三

株式会社正岡コンサルタント

代表取締役 伊東 和彦

三 許可番号

岡山県指令建指第一四〇号

〔九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年一月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市押入字薬師前一一二一、一一二一七、一一三一四、字宮ノ西一一四一一、

一一五一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

津山市高野本郷二四三五―四

香山 豊

三 許可番号

岡山県指令建指第一六九号

〔二〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和三年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市溝口字鋳物師四七、四九―四、四九―五

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市西中新田三二四―六

都和不動産株式会社

代表取締役 尾上 知子

五 許可番号

岡山県指令建指第一三四号

〔二一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和三年一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中原字東原八〇三―一、八〇六―一、八〇六―四、八〇六―五、八〇六―六、字湯桶口四〇一、四〇二―一、四〇三―一、四〇三―四、四〇四―三〇

二 公共施設の種類

緑地、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

玉野市後閑一四七五―三

株式会社正岡コンサルタント

代表取締役 伊東 和彦

五 許可番号

岡山県指令建指第一四〇号

令和3年1月5日 岡山県公報 第12257号

〔一二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年一月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 調達件名及び数量

岡山県立学校情報通信ネットワーク職員室無線環境施設整備業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県教育庁高校教育課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和二年十二月八日

四 落札者の名称及び住所

西日本電信電話株式会社岡山支店

岡山市北区中山下二丁目一番九〇号

五 落札金額

七一、九九五、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六、五四五、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

令和二年十一月十七日